

中間市学童保育所業務 委託仕様書

令和 7 年 10 月

中 間 市

中間市学童保育所業務委託仕様書

中間市学童保育所の業務を委託するための仕様について、以下のとおり定める。

1 件名 中間市学童保育所業務委託

2 基本的な考え方

(1) 事業の目的

本事業は、児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（以下「児童」という。）に対して、放課後の見守りなど児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(2) 運営方針

放課後児童クラブ運営指針（こども家庭庁令和7年1月22日）に則って、以下の点に留意しながら運営していくこととする。

- 児童の最善の利益を考慮して、利用児童の健康と安全に十分留意し、児童を育成支援すること。
- 事業の社会的責任や公共性を自覚すること。
- 児童虐待等の児童の心身に有害な影響を与える行為は禁止する。
- 国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いは禁止する。
- 保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築するとともに、事業への保護者の関わりを促進すること。
- 市民ニーズを把握して管理運営に反映させるなど、利用者の満足度を高めるよう努めること。
- 公の施設であることを念頭において、特定の団体、個人等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- 学童保育所が小学校敷地内に設置されていることから、学校教育活動に支障をきたさないよう配慮し、施設の使用にあたっては小学校長と連絡を密にし、管理運営を行うこと。
- 関係法令に基づき個人情報を適切に取り扱い、守秘義務を遵守しプライバシーを保護すること。
- 市と連携を図り、適切に管理運営すること。
- 施設設備及び備品の保守、修繕を適切に行うこと。
- 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の節減に努めること。
- 近隣住民や事業所、地域社会との良好な関係づくりに努めること。
- 災害時、緊急時に備えた危機管理を徹底すること。

3 事業の実施場所

施設名称	所在地
中間市中間学童保育所	中間市長津一丁目2番1号【中間小学校内】
中間市底井野学童保育所	中間市大字上底井野8番地【底井野小学校内】

4 定員

おおむね45名とし、入所児童が増加した場合は別途協議する。

5 法令等の遵守

本事業の運営にあたっては、本仕様書のほか、放課後児童健全育成事業に係る関係法令等を遵守しなければならない。特に、次の法令等に留意すること。

- (1) 中間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年9月26日条例第22号)
- (2) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
(平成26年4月30日厚生労働省令第63号)

6 開所日、開所時間等

平日：13時～18時 土曜・春夏秋冬休み：8時～18時

ただし、小学校が台風などの自然災害や流行性の病気が発生しているときなど、臨時に休校又は学級閉鎖をする必要があるときなど、特に必要がある場合、臨時に開所時間を変更することがある。この場合、あらかじめ保護者に周知すること。
※閉所時間は現在、延長を検討しています。

7 業務内容

(1) 指導員

- 指導員とは、放課後児童支援員又は補助員（放課後児童支援員を補助する者をいう。）をいう。
- 各放課後児童健全育成事業所には、放課後児童支援員を置かなければならない。
- 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。
- 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。
 - (ア) 保育士の資格を有する者
 - (イ) 社会福祉士の資格を有する者

- (ウ) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第 90 条第 2 項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（（ケ）において「高等学校卒業者等」という。）であって、2 年以上児童福祉事業に従事したもの
- (エ) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者
- (オ) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学（以下「社会福祉学等」という。）を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (カ) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第 102 条第 2 項の規定により大学院への入学が認められた者
- (キ) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学等を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (ク) 外国の大学において、社会福祉学等を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (ケ) 高等学校卒業者等であり、かつ、2 年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの
- (コ) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

(2) 保育内容

- 児童の状況や体調、情緒等を把握し、静養や気分転換が必要な場合は適切に対応すること。
- 児童の自主性を尊重するとともに、日常生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮すること。
- 発達段階に応じた遊びや生活ができるようにすること。玩具等は、児童の発達や年齢を考慮して提供を行い、修理や補充、廃棄を適宜行うこと。
- 児童虐待の早期発見に努め、必要に応じて関係機関と連携し、適切な対応を図ること。

- 身近な自然や地域社会と関われるような取り組みを実施すること。
- 自分の気持ちや意見を表現することができるように配慮し、生活や行事等に主体的に関わることができるようにすること。
- 遊びや生活を通して、人間関係が育つよう配慮すること。
- 安全安心な環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるようにすること。
- 宿題の有無の確認や声掛けを行い、学習環境を整えること。

(3) 指導員が行うこと

- 保護者、学校等と連携し、児童について情報共有を行うこと。
- 連絡帳等で児童の出欠状況を把握すること。また、日誌等の作成を行い、日々の業務内容を記録すること。
- 児童の来所時には、児童が安心できるように迎え入れ、心身の状態を把握すること。
- 児童の心身の状態や家族の態度などの観察、情報の収集等により、児童虐待の早期発見に努めること。
- 児童が病気やケガをした場合は、保護者に速やかに連絡すること。
- 指導員間の連携を図るための打ち合わせを行うこと。
- 児童の状況について指導員間の引継ぎを円滑に行うこと。
- 職場倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めること。
- 障がいなど配慮の必要な児童を受け入れる際には、児童の状況に応じ個別の支援を行うなど、十分配慮した保育を行うこと。
- おやつの種類や内容はバランスを考慮し、適切に提供すること。
- アレルギー体質の児童については、配慮すべきことや緊急時の対応等について事前に保護者と相談し、安全に配慮して提供すること。

(4) 合同保育の運用

- 同一学校敷地内にある複数の学童保育所において、集団下校や欠席等により登所児童数が合わせて45人以下となる場合には、合同保育を行うことができる。
- 合同保育を行う場合には、各学童保育所の指導員が1人以上勤務しなければならない。また、そのうち1人は放課後児童支援員でなければならない。

(5) 地域貢献

- 管理運営に必要な物品等に関しては、できる限り市内事業所等からの購入に努めること。
- 職員は、できる限り地域住民の雇用に努めること。

(6) 事業の実施に関すること

- 仕様書に定めのない自主事業を実施する場合は、事前に市に届け出て実施すること。

(7) 利用に関すること

●利用者への案内

児童及び保護者からの問い合わせ等に関して随時対応すること。

●利用の許可、取消し、変更、中止等

中間市放課後児童健全育成事業の実施等に関する要綱第7条から第11条までの規定に基づき、児童及び保護者に対して、利用の許可、取消し、変更、中止等を実施すること。

(8) 利用料及び飲食物費の徴収に関すること

●中間市放課後児童健全育成事業の実施等に関する要綱第12条の規定に基づき、利用料及び飲食物費を保護者から徴収する。

●利用料及び飲食物費は事業者の収入とする。

区分	利用形態		金額
利用料	通常の利用		月額 4,000 円。ただし、8 月は 8,000 円。
	休業日に限る 利用	夏季休業日	7 月分は 4,000 円。8 月分は 8,000 円。
		冬季休業日	1 2 月分は 2,000 円。1 月分は 2,000 円。
		学年末休業日	3 月分は 3,000 円。4 月分は 3,000 円。
飲食物等	通常の利用		月額 1,000 円。ただし、8 月は 2,000 円。
	休業日に限る 利用	夏季休業日	7 月分は 1,000 円。8 月分は 2,000 円。
		冬季休業日	1 2 月分は 500 円。8 月分は 500 円。
		学年末休業日	3 月分は 500 円。4 月分は 500 円。

※利用料、飲食物費は現在、改定を検討しています。

●利用料及び飲食物費の徴収

利用料及び飲食物費の徴収を行うとともに、適正な出納管理に努めること。

●利用料の減額について

中間市放課後児童健全育成事業の実施等に関する要綱第13条から第19条までの規定に基づき、利用料の減額を行うこと。なお、減額を行った分の利用料については市から事業者へ補てんするものとする。

減額区分		減額の額（児童1人につき）
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）により保護を受けている世帯に属する児童の保護者	利用料の全額。ただし、利用児童1人につき月額5,000円を上限とする。
2	住民基本台帳上の16歳以上の世帯員全員の市民税が非課税である世帯に属する児童の保護者	利用料の2分の1。ただし、利用児童1人につき月額2,500円を上限とする。

※減額の額は現在、上限額の改定を検討しています。

(9) 施設等の維持管理に関すること（施設の詳細は「3 施設の概要」参照。）

●施設及び備品等の修繕

(ア) 事業者に過失のある修繕に関しては、市に連絡の上、事業者が実施すること（費用負担含む。）。

(イ) その他の修繕に関しては、市と協議すること。

(ウ) 修繕完了後は、修繕箇所等が確認できる写真及び費用明細を示す書類を提出すること。

●敷地内の清掃

周辺環境を良好な状態に保つため、適宜、清掃を実施すること。なお、廃棄物の処理に関しては、関係法令等を遵守し、適正に実施すること

●事故防止、防犯、防災対策

秩序を維持し、事故、盗難、犯罪及び火災等の災害の発生を警戒・防止し、利用者の安全を守るために、保安警備業務を適切に実施すること。

●備品、消耗品等の管理及び補充

(ア) 市から事業者に貸与する備品は善良な管理者の注意義務をもって管理するものとし、業務終了後、市へ返還すること。

事業者の故意又は過失により備品が滅失又はき損したときは、事業者はその損害を賠償すること。

(イ) 消耗品（文房具、衛生用品等）については、事業者の費用で購入し、適宜、補充すること。

(ウ) 児童が使用する玩具、書籍等については、事業者の費用で購入し、適宜、補充すること。なお、所有権は市に帰属するものとする。

(10) 緊急時対策

●事業者は、緊急時対策、防犯・防災対策及び利用者の安全対策についてマニュアルを作成し、職員に指導を行うこと。

●自然災害時等の保育は、次に掲げるとおり対応するものとする。

(ア) 学校が休校になった場合、市と事業者との協議の上、開所及び閉所の判断を行うこととする。

(イ) 学校が早期下校を行う場合は、事業者は市からの連絡を受け、下校時間に合わせて指導員の配置を行い保育を行うこと。また、日ごろから学校との連携を密に行い、事業者も学校から連絡を受ける体制を整えておくこと。

(ウ) 長期休暇中の開所及び閉所の判断は、(ア)と同様とする。

●インフルエンザ等感染症発生により学級閉鎖が行われた場合、感染拡大の防止を目的とした処置であることから、閉鎖された学級の児童については受入れを行わない。

(11) 業務の第三者への委託の取扱い

学童保育所業務の実施を事業者自ら行うものとし、第三者に委託することはできないこととする。

ただし、清掃や警備、設備の保守点検等の維持管理業務の一部について、あらかじめ市が認めた場合は、この限りではない。

(12) 職員研修に関すること

- 事業者は、職員の資質を向上するため及び児童の健全な育成を図るため、原則年1回以上、外部研修会へ参加すること。
- 事業者は、指導員が積極的かつ継続的に研修に参加できるよう研修受講計画を策定し、管理すること。
- 指導員は、研修等を通じて、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めること。

(13) 保護者への支援、連携

- 保護者との間で日常的に入所児童の状況や保育に関する情報交換を行うなど、保護者と連携すること。情報交換については、面会、電話等により直接的に行うよう努め、個々の相談等についても積極的に対応すること。
- 学童保育所だよりを発行するなど、利用者への情報提供に努めること。

(14) 学校、地域との連携

- 保育を円滑に実施するために、学校、民生委員児童委員、各地区コミュニティ運営協議会等との連携を積極的に図ること。
- 地域学校協働活動が小学校で開催される場合は、積極的に連携を図ること。
- 連携にあたっては、個人情報の保護や秘密の保持に十分な配慮を行うこと。
- 地域内の住民や施設との連携や交流を図ること。

8 目的外使用の取扱い

利用者の利便性確保のため、公の施設の設置目的以外の設備（レストラン、売店、自動販売機、ＡＴＭ等）を施設内に設置する場合は、別途許可を受けなければならないので注意すること。

9 個人情報の保護、守秘義務、情報公開の取扱い

(1) 個人情報の保護

業務の履行に際して入手した個人情報及びデータの管理については、個人情報の保護に関する法律及び中間市個人情報保護条例の趣旨を踏まえて、適正に管理すること。

(2) 情報公開への対応

事業者は、情報公開の請求を受けた場合は、中間市情報公開条例の趣旨を踏まえて、必要な措置を講じるよう努めること。

10 市民参画及び利用者意見の反映

保護者及び児童に対しアンケート調査を実施し、利用者の満足度や要望等の把握に努めるとともに、自己評価を行うこと。

11 要望及び苦情への対応

- (1) 子どもや保護者からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に誠意を持って対応すること。
- (2) 要望や苦情については、その内容や対応について職員間で共有することにより、事業内容の向上に生かすこと。

12 経費関係

(1) 委託料の支払い

委託料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに原則として6月、9月、1月の3回に分けて前金払いで支払う。

利用料減免額は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに原則として4月分から9月分を11月、10月分から3月分を委託期間終了後の2回に分けて清算払いで支払う。

(2) 利用料金について

利用料金については、事業者の収入とする。

利用料金の設定については、中間市放課後児童健全育成事業の実施等に関する要綱に規定する金額とする。

(3) 実費の徴収について

事業者は、利用料金とは別に飲食物費その他の実費を利用児童の保護者から徴収することができる。

13 一般的な注意事項

(1) 拾得物、遺失物の取扱い

拾得物、遺失物については、紛失しないよう施錠の上保管し、遺失物法等、所定の手続により、届出等の対応をすること。

(2) 保険等への加入

事業者の責めに帰すべき事由により利用者等へ損害を与えた時に、適切に対応できるよう、損害賠償保険等へ加入すること。

14 原状回復

事業者は、委託期間が満了したとき、又は委託契約を取り消され、若しくは期間を定めて委託業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その施設又は附属設備を速やかに原状に回復すること。

15 損害賠償

事業者は、その責めに帰すべき理由によりその施設若しくは附属設備をき損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償すること。

16 業務実施状況の確認と改善勧告

市は、委託業務の実施状況を確認するために、必要に応じて施設への立ち入り調査を行う事のほか、委託業務の実施状況及び委託業務に係る収支状況等について説明を求めることができる。

また、委託業務の実施が、仕様書等の条件を満たしていない場合は、必要に応じて改善の勧告を行うことができる。

17 委託業務の引継ぎ

新たに委託業務を実施する場合は、従前の事業者と十分に協議し、業務を円滑に引き継ぐよう努めることとし、次期事業者に業務を引き継ぐ際も同様とする。引継等に要する費用は原則として、すべて従前の事業者の負担とする。ただし、市、従前の事業者及び次期事業者が協議の上、必要と認めた場合は、この限りではない。

また、従前の事業者が採用している職員が、次期事業者の定める雇用条件で引き続き勤務を希望する場合は、優先的雇用に努めること。

18 業務の継続が困難となった場合の措置

(1) 事業者の責めに帰すべき事由による場合

事業者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定を取り消すことができる。

この場合、事業者は、市に対して、業務委託契約書に規定する委託料の10分の1に相当する額を違約金として支払わなければならない。

(2) 不可抗力等による場合

不可抗力等、市及び事業者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議することとする。

協議の結果、業務の継続が困難と判断された場合は、市は指定を取り消すことができることとし、取消しの条件は両者協議の上、決定するものとする。

19 協議

本仕様書に定めのない事項、業務内容に疑義が生じた場合は、市及び事業者双方協議の上、定めるものとする。

20 リスク（責任）分担

リスク（責任）分担の基本的な考え方は以下のとおりとする。

項 目	内 容	リスク分担	
		市	事業者
法令の変更	運営に影響を及ぼす法令等の変更	協議	
税制等の変更	消費税率の変更に伴う委託料の増減	○	
	上記以外		○
物価、金利の変動	物価、金利の変動に伴う経費の増大		○
需要の変動	需要の見込み違いによる利用者減、収入減等		○
施設、設備、物品等の損傷	消耗品		○
	事業者の故意、過失による場合		○
	施設、設備等の瑕疵 ^{かし} の場合	○	
	上記以外の修繕	協議	
事故発生（情報漏えい等を含む。）	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	市の責めに帰すべき事由による場合	○	
	上記以外	協議	
周辺地域、住民、利用者への対応	施設の設置に関する訴訟、苦情、要望、住民運動等の対応	○	
	事業者が行う運営業務に起因する訴訟、苦情、要望、住民運動等の対応		○
	上記以外	協議	
運営費の上昇	事業者の要因による運営費の増大		○
	市の要因による運営費の増大	○	
	運営に関する法令等の変更に伴う経費の増加	○	
	上記以外	協議	
業務の引継ぎに関する費用	引継ぎを受け、又は引継ぎを行う場合の費用		○
債務不履行	事業者が債務不履行		○
	市が債務不履行	○	
事業終了時の費用	委託期間の満了又は期間途中の業務終了に伴う撤収費用等		○
不可抗力	自然災害、感染症等による業務の中止、変更、休業等	協議	
損害賠償（市が事業者に対して国家賠償法に基づく求償権を行使する場合	運営上の瑕疵 ^{かし} による事故又は事業者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合		○

場合を含む。)	事業者の責めに帰すべき事由によらない施設、 設備等の瑕疵により第三者に損害を与えた場 合	○	
	上記以外の場合	協議	